

令和3年7月2日

陳 情 文 書 表

文 教 常 任 委 員 会

陳情番号	10	付議年月日	元 . 9 . 6
件名	県立養護学校高等部知的部門におけるスクールバスについての陳情		
付議委員会	陳 情 者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>現在、県立養護学校知的部門の児童は高等部に進学すると、中学部まで乗車出来たスクールバスに、乗車出来なくなります。その理由と目的は、自立と社会参加とされています。公共交通機関での自立通学訓練は、卒業後の進路のためには意味がないことではありません。しかし、交通不便地域に立地する養護学校では通学送迎が保護者にとって、大変重い負担となっています。時間や労力を少しでも回避するために、スクールバスに代わって、自宅から車両送迎しているケースが多々あり、本来の目的と大きくかい離している現況です。</p> <p>養護学校のスクールバスは、知的部門において高等部でも乗車できるよう、保護者へ乗車希望の有無を聴取する機会を与えて頂けるよう陳情致します。また送迎や自立通学が非常に困難なケースがあることから、早急な改善を切望致します。一律に乗車不可とするのではなく、段階的な自立訓練の視点を含め、制度設計が図られますよう、県議会からの提言をお願いします。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>養護学校の高等部においては、実際に自立通学訓練を行い、自立通学が卒業までにできる児童数は統計がなく、学校送迎の現場を見ていると視覚的には1割に及ばない状況です。全国一律に高等部は乗車不可としているわけではありません。関西圏は乗車できます。県内の養護学校高等部で乗車を一部可能としましたが、まだ2校に限定されています。公共交通機関の不便な地域では、何度も乗り換えを重ね、大人の通勤でも耐え難い距離において、日々の自立通学を強いる現在のシステムは、無理があります。</p> <p>通学送迎の付添いに要す、多大な時間（登下校の送迎で、1日約6時間かかるケースなど）と労力は、日々保護者が負担を担うか、多額の福祉財源を費やし、福祉事業者が車両での送迎を行っている状況です。養護学校には1日何十台もの送迎車両が入出庫します。結果、学校の登下校時は役職、専門職の先生方が、どんな悪天候であろうと日々、交通整理に要す相当な時間を割いています。特別支援学校における、本来の教員の業務なのか、疑義を呈せざるをえません。</p> <p>県教育委員会からは、6月に各学校長宛に高等部のスクールバス乗車についてアンケートが実施され、先の定例会では常任委員会において、4校11名の児童が希望しているが、乗車できていないという実態があるとの答弁であったと聞き及んでいます。</p> <p>しかし、希望の有無について、入学受験から在校中まで、保護者へ聴取された機会はなく、どのような調査内容と結果に至った回答なのか懐疑的に捉えます。</p> <p>アンケート調査の質問趣旨を踏まえ、実態の把握について、改めて精査して頂きたい所存です。</p> <p>最後に、今後も高等部のスクールバス乗車が出来ないなら、早急に以下の要件について、個別の事情を考慮し、特例措置を図って頂きたく、列挙します。</p>			

- ①一人親家庭で主たる生計者が送迎者である場合、かつ自立支援事業者での送迎がサービス供給上の問題から確保できない場合。
- ②公共交通機関での通学が1時間半程度かかる児童については継続乗車か、もしくは、ポイント地点を変更し送迎時間の短縮ができる場合。
- ③行動援護を要し、身体的な歩行困難が著しく、高等部在学中、個別教育計画において、登下校の自立通学訓練の目標記載が明らかに見込めない児童の場合。

上記のような条件においては、乗車を陳情致します。またスクールバスは空席が総体的に不足しているとは限らず、現在でも対応可能と推察します。諸事情への対処を学校長判断に一任せず、県教育委員会から、各学校へ乗車に値するケースを通知し、学校現場の混乱なきよう配慮を重ねて要望致します。

陳情番号	20	付議年月日	元 . 1 2 . 3
件名	障害児教育の充実・障害者雇用の拡充を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の趣旨</p> <p>日頃より、すべての障害のある子どもたちに豊かな教育を保障するために、ご尽力いただきありがとうございます。</p> <p>現在、特別支援学校のほとんどがその適正規模を超え、「パンク状態」の超過大規模校も存在しています。この間、私たちと保護者、教職員の切実な要求のもと、2008年度2月定例県議会では、養護学校の新設等を求める請願が全会一致で採択され、2016年度はえびな支援学校が開校、2020年度には横浜北部方面特別支援学校が開校予定、2021年度には湯河原・真鶴地域で分教室開設予定とのことですが、県の再編整備検討協議会最終報告が新設の必要性を答申した「11校1分校」とはほど遠いものです。インクルーシブ教育の推進が掲げられ、県立高校に知的障害のある生徒の受け入れが行われていますが、特別支援学校の不足は、小中学校を卒業した子どもたちの卒業後の進路に、大変大きな不安を与えています。</p> <p>障害のある子どもたちが「安心して学ぶ機会と環境」を保障し、親の不安を解消するため、一刻も早く具体的な対策を要望いたします。</p> <p>また昨年、県機関での障害者雇用について水増し偽装問題が発覚しました。障害者が安心して働き続けられる社会をつくるために、県教育委員会が率先して障害者雇用をすすめていただくよう要望いたします。</p> <p>陳情項目</p> <p>1 特別支援学校整備について</p> <p>(1) 県立特別支援学校の過大規模・過密化を解消し、適正規模・適正配置とするために新たな特別支援学校再編整備計画を策定してください。特に、過大過密状態の著しい平塚地域、小田原地域、藤沢地域の特別支援学校を早期に改善し、また、児童・生徒数の増加が顕著な横浜市鶴見区、港北区、川崎市幸区、中原区に対応するため、当該地域に特別支援学校を増設してください。</p> <p>(2) 高校内分教室および秦野養護学校末広校舎の劣悪な教育環境（グラウンドや体育館、特別教室が十分に使用できないなど）を改善してください。</p> <p>(3) 2021年開設の小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室について、本校と同水準の教育が保障されるよう、施設・設備と教職員体制を確保してください。特に、児童・生徒一人ひとりのニーズに応える学校運営をすすめるために、管理職や正規の事務職員・現業職員（学校技能職・調理職）、正規の養護教諭、正規の栄養士、正規の進路担当を配置してください。</p> <p>(4) 老朽化した劣悪な施設・設備の計画的な機能改善をはかってください。また、体育館への空調設備設置を早急に行ってください。</p>			

- 2 公立の小・中・高校に学ぶ障害児が、小学校入学から高校卒業まで十分な教育を受けることができるよう、教育条件を整備してください。
- 3 教育委員会での障害者雇用について
 - (1) 教育委員会として障害者を積極的に雇用してください。
 - (2) 障害者が安心して働けるよう職場の受け入れ態勢を整えるために、必要に応じてジョブコーチを配置してください。
 - (3) 知的障害者の雇用をすすめるための手立てを講じてください。

陳情番号	61-2	付議年月日	2. 12. 3
件名	ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情趣旨</p> <p>神奈川県の特設支援学校では、入学を希望する児童・生徒が増加し続け、学校が過大規模過密化し、「教室不足」「トイレ不足」「廊下で体育」「クールダウンの場所がない」など、教育活動に支障が生じています。</p> <p>2020年におおば支援学校が開校しました。2021年には小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室開設が予定されていますが、県内全域で過大過密状態の学校が多数残されています。</p> <p>2020年に答申された「神奈川の特設支援教育のあり方に関する検討会」最終まとめで指摘されているように、特設支援学校における医療的ケアの対応では「指導体制の調整に苦慮」しており、安全安心の教育環境整備が不可欠です。また、横浜市川崎市地区などの生徒数増加見込みが指摘されており、既存校を感染予防の観点からも適正な規模とするために、早期の特設支援学校の整備が必要です。</p> <p>2004年に特設支援学校の過大規模過密化の緊急避難措置として県立高校内に設置された特設支援学校分教室は現在20分教室まで増加しています。分教室には5教室が専用として割り当てられるのみで、教育活動に大きく支障をきたしており、そのあり方について検討が求められています。また、秦野養護学校末広校舎、小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室においても、特設支援教育の教育課程にふさわしい教育が保障されるよう、早期に施設・設備や教職員体制を確保することが求められています。</p> <p>障害福祉事業所は、今回のコロナ禍の中で、学校が休校となる中、感染へのリスクを負いながら、障害児者を受け入れ、地域生活を支えてきました。閉所、利用者制限、過密による指導員不足など、様々な厳しい経営を強いられてきており、経営を支える財政出動が緊急に求められています。私たちは神奈川県の障害のある子どもたちにゆきとどいた教育と、地域における社会福祉基盤の充実をすすめるため、以下の条項がすみやかに実現されることを陳情します。</p> <p>陳情項目</p> <p>1 <u>児童生徒数の地域的な増加傾向により、過密化している特設支援学校について、新型コロナウイルス感染予防の観点からも、適切な学習空間を確保することを前提とした、適正な在籍数となるよう、特設支援学校の整備・新設をしてください。</u></p> <p>2 <u>県立高校内特設支援学校分教室（20分教室）、県立秦野養護学校末広校舎、県立小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室について、本校と同水準の教育が保障されるよう、施設・整備や教職員体制を確保してください。</u></p> <p>3 <u>すべての小中高校・特設支援学校において、医療的ケアを必要とする児童・生徒が、安全安心に学校生活を送り、学習できる教育環境を保障するため、施設を整備し、医療専門職の配置を充実させてください。</u></p> <p>4 学校休校が続いた中、子どもたちの学校生活に代わる地域生活を支えてきた放課後等デイサービスや、障害者支援施設日中活動系障害福祉サービス事業所、福祉ホーム・グループホーム等に対して、安定した経営が行えるよう、財政的な支援を充実させてください。</p>			

陳情番号	77	付議年月日	3 . 6 . 22
件名	生徒（学生）の健康と学習権を守るために、生理用品の配布と相談環境の整備を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情趣旨】</p> <p>私たちはどの子ども安心して学校に通えるように、学校のトイレに生理用品の無償配置を自治体に要望してきました。神奈川県が県立高校と特別支援学校合わせて12校をモデル校として学校配置が始まったことはいうれしく思います。</p> <p>県内で最初に学校で無償配置を開始した大和市は、利用状況を発表し、中学校では開始前より11倍も利用が増え、「潜在的な利用ニーズが高かったことがうかがえる」と発表。養護教員からは「心身共に発達段階にある子どもたちは、生理周期が安定しないなか自分から言い出せない子どもたちにとっても、安心して学校生活を送れることにつながっているのでは」と話し、実際に子どもたちからも「安心して過ごせるようになった」との声が届いていると聞いています。</p> <p>私たちが自治体に要望を出すと、「学校が生徒の状況を把握できる」「貧困問題は生理用品だけでは解決できない」と従来通り保健室配布を続けるとの回答でがっかりしました。しかし生理のことを口に出せない、保健室まで取りに行かなければならない、など困っている生徒への配慮が必要と考えます。生理の問題は自己責任で片づけるものとせず、人権の問題です。行政の責任で配布することで、生理のある人の健康、尊厳、教育の機会を行政が支えることとなります。</p> <p>世界でもスコットランドではあらゆる人に生理用品の無償提供が決まり、ニュージーランドでも小中高で無償提供が決まっています。政府がまとめた2021年度からの第5次男女共同参画基本計画では、「生涯にわたる健康支援」として、特に女性の心身の状態は年代によって大きく変化する特性から「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点が重要視され、そのなかでも生涯にわたる健康の基盤となる心身を形成する10～20代前半の重要な時期に対して、月経を含めた保健の充実の推進が明記されています。その具体的な取り組みとして、保健医療サービスの提供など包括的な健康支援のための体制の構築が挙げられるなか、経済的理由によって生理用品が十分に使えずに健康な生活がおびやかされる状態は直ちに改善されるべきです。</p> <p>「生理の貧困」はあまりにも知識がないこと、タブー視されていることから起きています。すべての生徒に性教育を充実させれば、社会でのハラスメントを減らし、生理への理解を促進することにつながると考えます。</p> <p>このようななか、生徒が安心して通学でき、生涯にわたって健康で衛生的な生活を保障されるために以下陳情いたします。</p> <p>【陳情項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生徒が安心して通学でき、健康で衛生的な生活を保障するためにすべての県立学校施設の女子トイレ個室に適切な返却不要の生理用品を設置してください。 2 県立学校の必要な生徒には生理用ショーツを配布してください。 3 県立学校の養護教諭らに生理をはじめ心や体の悩みを気兼ねなく、相談できる環境を整備してください。 4 県立学校のすべての生徒に性教育を充実させてください。 5 国に対して、日本国憲法第25条国の社会保障的義務、第26条教育を受ける権利にもとづき、ふさわしい財政措置を取るよう求めてください。 			